

企業との共同研究等において生じる知的財産権の取扱い等に関する基本方針

2024年7月

学校法人早稲田大学

本学は、「早稲田大学 知的財産に関する基本理念」に則り、「知の拠点」として、社会との連携強化、とりわけ産業界との円滑な協力関係の構築に努め、優れた研究成果の創出と活用を通じて、学術文化の増進と共に、世界の平和、人類の福祉及び社会の発展に貢献することを目指しています。

この観点から、産業界との共同研究・受託研究（以下「共同研究等」）を円滑に行うことができるよう、共同研究等において生じる成果の知的財産権の取扱いについて、以下に本学の基本方針を記します。

1. 共同研究等における知的財産創出に関する本学の基本姿勢

本学は連携企業と協力して、連携企業及び本学それぞれの目的のために実施される共同研究等を通じてこの目的にとって真に有効な知的財産を創出するよう努めるとともに、当該知的財産の基である技術シーズが活用されイノベーションに貢献することを強く期待しております。

2. 研究成果の知的財産権の帰属

共同研究等において生じた成果に係る知的財産権は、発明者主義の考え方に則り、その帰属（単独又は共有）を決定します。発明者等が本学あるいは連携企業のいずれか一方に所属する場合は、原則として当該一方の単独に帰属するものとします。とくに受託研究においては、研究担当者が本学のみ所属するため、本学の単独帰属が原則です。また、当該発明者等が双方に所属する場合は共有とし、その持分は当該知的財産創出への貢献度を考慮して協議の上決定するものとします。

なお、本学が知的財産権を保有する場合は、その知的財産権を原始的に保有する発明者等から本学の規程に基づいて本学に権利譲渡がなされる（承継される）ことを前提としております。

3. 共有の知的財産権の取扱いについて

共同研究等において生み出された知的財産権のうち共有とされたものについては、以下のように取り扱います。

1) 共同出願について

共有の知的財産権について、本学と連携企業が共同出願を行うことに合意した場合、共同出願契約を締結します。

特許等の権利確保は、第一義的に連携企業の事業利益に資するものであることから、共同出願から登録及び登録後の維持管理に要する費用は、連携企業にご負担いただきます。

2) 譲渡について

共有の知的財産権について、連携企業が本学の持分の譲受を希望する場合は、成果の価値や本学の貢献度をふまえて協議の上、条件について合意に至ったときは、譲渡契約書を締結します。

ただし、大学の使命を遂行するため、試験、研究及び教育の目的に限った実施権を譲渡後も許容いただきます。

3) 実施について

共有の知的財産権について、連携企業が商業的实施を行う場合、その実施の態様（当該知的財産権の事業における重要度、事業の見通し等を含む）、当該知的財産権の持分等をふまえて、両者が誠実に協議を行い、条件について合意に至ったときは、実施契約書を締結します。

一方、本学は自ら商業的实施を行う機能を持たず、共有の知的財産権のメリットを連携企業と同等に享受し得ません。加えて、本学は、発明者等の貢献に対し補償を行う必要があります。また、共同研究の成果は、連携企業にご負担いただく研究費用のみならず、本学が長年の研究活動で蓄積してきた独創的知見や先進的技術、自己投資による設備や研究環境に基づいて生じるものです。

これらの事情をふまえて、連携企業が共有の知的財産権から得る収益の一部を、本学の発展的な研究・教育の推進に活用し、知的創造サイクルを実現するため、実施対価を申し受けることを原則とします。

4) 第三者への実施許諾について

共有の知的財産権について、第三者へ実施許諾を行おうとする場合、両者で協議し合意に至ったときは、両者と当該第三者との間で当該許諾の条件及び実施料の詳細を定める契約を締結します。

成果の死蔵を避け、社会還元を進めるため、研究成果の事業化を目的とするスタートアップを含む第三者企業から実施許諾の希望が寄せられれば、本学及び連携企業に特段の支障がない限り、本学は積極的に対応する方針です。

なお、生まれていない成果について、事前に価値の評価や実施条件の設定をすることはできないことから、上記1) から4) の各条件については、共同研究等の契約締結の時点ではなく、具体的成果が生じた後に協議を行います。

4. 単独帰属の知的財産権について

本学に単独で帰属する知的財産権についても、実施や譲渡のご要望があれば同様に協議を申し受けます。

5. 成果の公表について

研究と教育という大学の使命を遂行するために、共同研究等において生じた成果は、必要に応じて出願による適切な権利確保等を行った上で、学会等にて公表できるものとします。

学会等での公表、特に、連携企業と共同での公表は、本学と連携企業の双方にとってまた社会にとって有益であり、研究者間はもとより産業界と大学とのイノベーションを軸とした交流の促進に大きく貢献するものと考えます。

以上